

(仮称) 月夜野統合小学校建設基本設計業務に係るプロポーザル募集要項

1. 目的

本町の月夜野地区（合併前旧月夜野町）には古馬牧小学校、桃野小学校、月夜野北小学校の3校の小学校があり、令和8年度に統合を予定する。（仮称）月夜野統合小学校建設基本設計業務の実施に向け、高度な知識や構想力、経験等を生かして、教職員や児童、地域住民等の意見を柔軟に取り入れる事ができる最適な受託候補者を決定することを目的とし、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

業務名	(仮称) 月夜野統合小学校建設基本設計業務
業務場所	利根郡みなかみ町月夜野 583 番地外（現桃野小学校敷地及び拡充地）
履行期間	契約締結日から令和5年8月10日まで
業務内容	別紙「(仮称) 月夜野統合小学校建設基本設計業務仕様書」のとおり
契約限度額	本業務の契約限度額は 4,000 万円（消費税及び地方消費税 10%を含む）とし、本業務に係る一切の費用を含むものとする。

建設概要

敷地面積	: 11,965 m ² （現有面積） + 3,500~5,000 m ² （拡充面積）
校舎	: 改築工事（新築及び解体）
体育館	: 部分改修
屋外プール	: 再利用
想定規模	: 普通教室 12 教室及び特別支援教室 6 教室、特別教室（図書室、図工室、音楽室、家庭科室・被服室、理科室、学習室、多目的室）、その他諸室（職員室、校長室、保健室、用務員室、印刷室、放送室、児童会室）

概算工事費：1,700 百万円

その他 : 体育館接続工事、旧校舎解体工事、外構工事を必要とする。

対象地地域地区等

用途地域	: 第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	: 50%
容積率	: 100%
防火地域	: なし
その他	: みなかみ町景観条例 土砂災害警戒区域（がけ崩れ） 避難所指定あり

3. 業務スケジュール

区 分	項 目	日 程
公告・ 質疑応答	公告	令和5年2月1日（水）
	質疑受付	令和5年2月1日（水）から 令和5年2月10日（金）まで
	質疑回答	令和5年2月13日（月）
一次評価	参加表明書等の提出	令和5年2月1日（水）から 令和5年2月14日（火）まで
	一次審査（書類審査）	令和5年2月15日（水）
	一次審査結果通知	令和5年2月15日（水）予定
二次評価	技術提案書等の提出	令和5年2月16日（木）から 令和5年3月17日（金）まで
	二次審査 （プレゼンテーション）	令和5年3月20日（月）
	結果発表	令和5年3月23日（木）

4. 参加資格要件

次の全てに該当する者を本業務に係るプロポーザルに参加できることとする。

- 1) 令和4・5年度みなかみ町競争入札参加資格者名簿（財務規則第139条第1項に規定する名簿）に登録されている者で、「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されている者。
- 2) 単体の事業者であること。
- 3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは次のいずれかに該当するものをいう。
 - ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者
- 5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録簿に登録され、かつ、群馬県内に本社を置く者。
- 6) 公告日時点において、4名以上の一級建築士が在籍し、いずれも申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者。
- 7) 公告日より起算し、過去15年以内に官公庁発注の公共事業の新築または増改築の実施設計を受託したことがある者。

5. 仕様書等の交付期間及び交付方法

交付期間：令和5年2月1日より

交付方法：みなかみ町ホームページよりダウンロード

6. 質疑・回答

質疑提出方法：質疑がある場合は、簡潔にまとめ電子メールで提出する。(様式3)

質疑提出期限：令和5年2月10日まで

質疑提出先：みなかみ町教育委員会事務局学校教育課教育環境対策室
office-kyo-gaku@town.minakami.gunma.jp

回答方法：令和5年2月13日に、みなかみ町ホームページに掲載する。

7. プロポーザル参加表明

本プロポーザルに参加する事業者は下表に掲げる書面を提出する。

様式	書類名
様式1	プロポーザル参加表明書(押印のこと)
様式4	設計事務所の体制
任意様式	所属する4名の一級建築士免許証及び継続雇用関係を証明できるもの(建築士免許証・被保険者証の写し等) ※記載事項が確認できれば縮小、集約して差し支えない。被保険者証の写しを添付する際は被保険者記号・番号及び保険者番号を黒塗りのこと。
様式5	設計事務所の公共事業実績
任意様式	様式5に記載する実績を証明できるもの(契約書写し等)
様式6	配置予定の総括責任者経歴等

提出方法：必要事項記入の上、提出する。(郵送不可)

提出先：みなかみ町教育委員会事務局 学校教育課教育環境対策室
群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地 中央公民館2階

提出期限：令和5年2月14日17時まで

提出部数：1部

8. 一次審査結果通知

通知日：令和5年2月15日(予定)

通知方法：提出された様式1に記載の電子メール宛てに参加表明書を提出した全員に参加資格審査結果通知書(様式2)を送付する。

9. 提案書

提案書の様式は下表のとおりとする。

様式	書類名
様式7	技術提案書

	【別添】(仮称)月夜野統合小学校建設基本設計業務 技術提案)
任意様式	基本設計業務委託料に係る見積書

提出方法：上表の書類を左上留（ステープラー等）で提出のこと。（郵送不可）

提出先：みなかみ町教育委員会事務局 学校教育課教育環境対策室

提出期限：令和5年3月17日17時まで

提出部数：1部（様式7（鑑）及び見積書）

20部（別添A3技術提案及び見積書写し）

※見積書については1部本書提出とし、20部は写しとする。

10. 二次審査結果の公表

公表日：令和5年3月23日

公表方法：みなかみ町ホームページに掲載する。

11. 説明会

説明会、現地見学会は開催しない。なお、現地の調査、見学等を希望する場合、以下へ問い合わせのこと。ただし、令和5年3月15日までに各提案者原則1回に限る。

みなかみ町教育委員会事務局 学校教育課教育環境対策室

電話：0278（62）2275

12. 審査及び評価

（1）審査の方法

I 審査委員会

審査委員会を設置し、審査を行う。

II 審査方法

各審査委員が独立して、審査基準に基づき提案の優劣を判定する。その判断に基づく最上位の者を受注候補者に選定し、受注候補者に次ぐ順位の者を次順位候補者に選定する。

III 一次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された参加表明書等の書類により、二次審査のヒアリング要請者を選定する。

IV 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査により選定された者を対象に技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

（2）評価項目

一次審査

評価項目	評価事項	配点
設計事務所の能力	技術者数、主要業務実績、代表的な主要業務実績の内容	40点
統括責任者の能力	資格・経験、主要業務実績、繁忙度	20点

二次審査

評価項目	評価事項	配点
設計事務所の能力	技術者数、主要業務実績数、代表的な主要業務実績の内容	40点
統括責任者の能力	資格・経験、主要業務実績数、繁忙度	20点
業務実施方針等	業務の理解度	10点
	設計上の配慮事項の理解度	10点
	テーマ内容の的確性・創造性・実現性	40点
	取組意欲	10点
見積額	見積額の妥当性	10点
総合評価	表現力、わかりやすさ	5点

評価方法（第一次・第二次審査共通）

評定	評価配点
A (優良)	配点×100%
B	配点×75%
C	配点×50%
D	配点×25%
E (普通)	配点×0%

13. 留意事項

本プロポーザルは設計案を選ぶものとは異なり、最適な受託候補者を選定することを目的とする。そのため、技術提案による成果が必ずしも採用になるとは限らない。

14. 契約について

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と本業務の契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 最優秀者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。

15. その他

(1) 業務実施上の条件

- ・総括責任者は一級建築士であること。
- ・総括責任者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- ・総括責任者は主任技術者を兼任していないこと。
- ・業務の全部を再委託しないこと。
- ・意匠分野を再委託しないこと。

(2) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。ただし、みなかみ町が本件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。本件に係る公文書公開請求があった場合は、みなかみ町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(3) プロポーザルを提案する者は、募集要項及び業務仕様書を遵守すること。

(4) プロポーザルを提案する者は、募集要項等の内容や審査決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることができない。

(5) 提案に要する費用はすべて提案者の負担とする。提出された書類は返却しない。

次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。

ア) 実施要項に定める手続き等に適合しない場合

イ) 提出書類に虚偽があった場合

ウ) 本業務の見積書の金額が契約限度額を超える場合

16. 担当部署

みなかみ町教育委員会事務局 学校教育課 教育環境対策室

住所 〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318 番地

電話 0278 (62) 2275

Eメール office-kyo-gaku@town.minakami.gunma.jp